

## 私的録画に係る「補償すべき範囲」について

動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」については、前回（第1回）の本小委員会において、概ね以下の発言があった。

### 1. 放送波を最初に録画する部分について、「補償すべき範囲」に含めるか否か（いわゆる「タイムシフト」の扱いについて）

- いわゆる「タイムシフト」目的の私的複製については、リアルタイムで視聴されることによる経済効果が録画での視聴によって減少するののかといった観点で議論することも一つの方向ではないか。
- 定量的な証明は難しいが、CMによっては、広告主が即時性を求めてCM枠を購入し放送されているものもあり、リアルタイムで視聴されないことによる経済的不利益がないとは言い切れない。
- 必ずしも権利者に不利益が生じないとはいえないから補償が必要である、ということではなく、程度問題ではないか。
- 我が国の著作権法における私的複製の規定（30条1項）は、諸外国に比べてユーザーにとって優しい規定であるが、デジタル時代ではそれが立ち行かなくなってきたので、クリエイターの利益とユーザーの利益の調和のため、従来のアナログ時代と同じような広範な私的複製を許す代わりに、補償金という形で間接的に補償することとしたのが補償金制度（30条2項）の立法趣旨である。
- 「補償すべき範囲」について議論をするには、具体的な制度設計までつながった話をしなければいけないのではないか。フェーズごとの話だけでは、全体の制度設計はできないのではないか。

#### <参考> 前回の本小委員会において出された主な発言

・二つの基本的に異なる考え方が潜んでおり、その対立がずっと続いている。それは、私的複製というのは本来自由なものであって、権利者に報酬を支払う必要もないという考え方と、私的複製というのは完全に自由というわけではなく、著作権等は、私的複製について排他権を有しないとしても、報酬を受ける権利は有するのだという考え方である。ヨーロッパは基本的に後者の考え方を採っていると思うし、我が国の制度ももともと後者の考え方に基づくところがあると思うが、そうだとすると、タイムシフト目的で行われる私的複製についてまで補償の対象に含めるべきかどうかは、どちらの考え方も成り立ちうる。

・生で視聴した場合の経済効果と、タイムシフトで視聴した場合の経済効果に差があるのかどうかということを考えると、余り差はないのではないかと。経済的な観点からして、放送における、見られるということの経済効果が録画によって減少するかどうか、そういった観点で今後議論をするというのも、一つの方向性ではないか。

・イギリスの例が出されたが、イギリスはさほど私的複製に優しくなくて、日本は非常に私的複製に優しい国だから、その大前提が違っている。違う制度を持ってくると議論が混乱するだけなので、ここではあくまで日本のように非常にプライベートコピーに優しい国の議論に特化しないと、議論が崩れてきてしまうのではないかと。

・法的不利益の方は、本来であれば放送した人は、番組を見られるだけで終わっているところを、複製という行為を介在させるため、その複製に伴う法的不利益というのはないはずがない。法的不利益と経済的不利益も考えても悪くないのではないかと。ということについて、経済的不利益の方も、恐らくそのときにCMを流して見てもらうのが一番良いと思って、スポンサーは契約して流しているわけであるから、それを一番自分がベストと思うときでないときに流されるということについて、経済的不利益もないはずもないのではないかと。

・CMによっては、そのときの即時性を求めて広告主がCM枠を購入して流しているものがあり、1年後に見るといったことになった場合に、もうその商品が売られていなかったり、キャンペーンがないようなことは、当然起こり得る話であり、それがどれだけの損失を生んでいるかということに関しては、なかなか定量的にしゃべることは難しいが、損失がないとまでは言い切れないと感じる。

・経済的不利益という話は、程度問題ということもあり得る。つまり、必ずしも権利者に不利益が生じないとはいえないから必ず補償が必要であるという、ゼロでなければ補償というところを我々は疑問視をしている。零細であれば、ある程度我慢するというか、相殺できる部分もあるというか、そのようなグラデーションの中のどこにポジションを置くのかという話ではないか。

・ハードディスクに入れてタイムシフトはしているかもしれないが、明らかに補償が必要なようなコピーというのは減っていると思う。

・現行制度は、クリエイターにとっては、複製権という権利が与えられていて、無断で複製されないという利益があるため、複製されることで法的不利益が生じるが、他方で、私人としては自由に私的使用の範囲内であれば複製をしたいということがあり、これも非常に重要な利益である。日本の30条1項というのは諸外国に比べて非常に我々ユーザーに優しく、我々ユーザーの利益もきちんと守って、その両方を調和してできたのが30条1項、2項の両方を含んだ現行法である。

・現行制度ができた当初はアナログしか考えていなかったため、各国に例のないほどプライベートコピーに優しい法制になっていたが、デジタル時代では、それが立ち行かなくなってきた。その際、30条1項を削るということもあり得たであろうが、それはせずに、基本線を守りつつ、従前のアナログ時代と同じようなプライベートコピーを許す代わりに、空いてしまった穴の部分は補償金で埋める、特にその穴がひどいのが録音録画だったため、その穴を埋めるということになった。不利益が生じている部分を、補償金という形で間接的にリターンがいくように、両者の利益をうまく調和したのがこの補償金制度である。

・具体的な制度設計までつながった話をしなければいけないのでは。フェーズごとの話だけでは、全体の制度設計はできないのかなという印象を受けた。

2. 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、「補償すべき範囲」に含めるか否か（DRMと私的録画について）

- 平成19年の総務省情報通信審議会の中間答申においては、コンテンツを尊重（リスペクト）し、適切に保護すること、及び、クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢としつつ、「ダビング10」の導入が提言されたが、平成20年の同審議会の中間答申においては、文化審議会における補償金制度の審議について早期の合意形成を期待しつつも、その在り方自体は同審議会の検討対象とはならないと明記されている。
- 「ダビング10」が提言された平成19年当時は、補償金制度が機能していたので、どの権利者も「コピーネバー」について言及しておらず、また、権利者が「ダビング10」を選択したわけでもない。
- 権利者がDRMを選択できるということを、複製しても良いとのライセンスがあるかのように評価して、私的複製の範囲から外すということは無理がある。他方で、DRMの範囲内で対価を取っている場合はライセンスになる。
- 補償金制度導入時の対象は録音だけであったが、対象機器には技術的手段が施されており、1世代のデジタルコピーは複数作ることができるが、孫コピーは作れないという前提で補償金制度がスタートした。
- 補償金制度導入時と比べて、現在はコンテンツホルダーが選ぶ流通チャネルが非常に多様化しているという視点も必要なのではないか。
- 公共的な放送について私的複製ができるのは当然である。また、DRMにはそもそも反対である。
- 洋画の製作配給会社は、4Kクオリティのコピーを非常に重く見ており、本年12月1日から始まる新4K8K衛星放送の有料チャンネルにおける放送権の販売条件として「コピーネバー」の運用を強く求めている会社もあると聞いている。映画関係者は新4K8K衛星放送において「コピーネバー」の運用を可能とすることを求めているが、補償金制度が形骸化している状況を鑑みれば致し方ないと考えている。
- 本来は権利者にリターンがあるべきだが、それがなければ全部止めてしまえという方向に走ってしまうと、負のスパイラルになってしまい非常に好ましくない。個別課金となると、ユーザーの個別の録画状況を他者に見られることになるので、そのようなプライバシーの侵害もなく、家庭内には法が入らない形で自由に録画ができ、かつ権利者にきちんとリターンがあるという、補償金制度の精神を生かすような形で議論を進めていく必要がある。

## <参考> 前回の本小委員会において出された主な発言

- ・平成 19 年の総務省情報通信審議会においては、コンテンツを尊重（リスペクト）し、これを適切に保護すること、及び、その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢としつつ、ダビング 10 の導入が決定されたが、平成 20 年の同審議会中間答申において、同審議会としては、文化審議会における私的録音録画補償金制度の審議について早期の合意形成を期待しつつも、その在り方自体は総務省情報通信審議会の検討対象とはならないことが明記されている。
- ・ダビング 10 を実施する際の総務省の中間答申が出た頃は私的録音録画補償金がきちっと履行されているような状況だったため、その会議でコピーネバーという言葉を一言も発したことはない。
- ・総務省のダビング 10 を決めた会議の時は、デジタル放送の試験放送をやっている、メーカーさんと放送事業者さんがコピーワンスの運用で試験放送をしていた。コピーワンスで録画をすると、ムーブしている最中に電氣的なトラブルが起こるとだめになってしまうというユーザーさんからのクレームがかなり来たということで、この会議にステークホルダーみんな集められて、複製回数についてコピーワンスは具合が悪いので、だけでもデジタル放送で非常に劣化しないデータがコピーされるので、どのようにしたらいいかということで始まった。他方、私的録音録画補償金が働いていたので、どの権利者もコピーネバーということは一言も言っていない。そのような中で、ダビング 10 が決められた。権利者団体は、別にダビング 10 を選択したわけでも何でもない。ただし、ハリウッドメジャースタジオはコピーワンスでやりなさいということで、全ての有料放送はコピーワンスに規格が統一されている。
- ・コピーネバーが選択できない場合には、コピーワンスでも、コピーがそこでされるわけなので、日本の映画製作者は、そこに補償金を求める。かつてそうであったように、今でも補償金を求めるというスタンスは変わっていない。
- ・要するにコピーネバーはライセンス以前にコピーがないのだから、補償金もない。逆に言うと、コピーネバー以外の DRM であれば、一定程度はコピーがされるのだから補償金の対象には当然なるといふ話。
- ・DRM が選択できるから、私的複製の範囲から外すというのは、極端な議論で、権利者が DRM を選択できることを、複製してもいいというライセンスがあるかのように評価して、私的複製の範囲から外すということは無理がある。しかし、DRM を掛けていて、そしてその技術の範囲内で対価を取っているという場合には、ライセンスになると思う。DRM を掛けて幾つまで複製してもよいというように許諾をしている場合は、ライセンス契約で考えるべきだと思う。ライセンス契約がある以上は、それは私的複製の問題からは外すべき。
- ・日本の法令が適用される範囲内で、例えば DRM 技術を選択するときに、その選択をしたということがどのような法的意味を持っているのか。例えば契約上のような契約が締結されていて、本当に 30 条をオーバーライドしているような合意内容が入っているのかとか、その辺りに関心がある。
- ・ライセンス契約というものがなくとも、DRM は掛けることはできる。それをどのように評価するか。ネバーについては、私的複製の問題外になる。それ以外は複製があるのだから、私的複製の問題になるというだけ。DRM がライセンス契約として見られるような場合については、そのライセンス契約で処理されてしまっているのだから、これは私的複製の問題にはならない。
- ・私的録音録画補償金制度が導入された際、平成 5 年に施行された当時の対象は録音だけであつたし、録音といっても対象機器等として政令指定されたのは MD と DAT だけであつたが、それらの機器等にも SCMS という技術的手段は施されており、デジタルコピーは 1 世代しか作れなかった。もちろん 1 世代のデジタルコピーを複数作ることができたが、孫コピーは作れなかった。そういう技術的手段が用いられていることを前提として補償金制度がスタートしたということは、改め

て認識しておくべき。もちろん、現在は、当時と比べて、技術的手段にバラエティーがあるではないかとか、権利者が技術的手段を選択できるではないかといった御指摘もあるかと思うので、その点をどのように考えるべきかということこそ、ここでも議論されるべき。

・コンテンツホルダーから見たときに、選ぶ流通チャンネルというのは補償金導入時から比べると非常に多様化しており、それこそコピーネバーも選べるルートがある。どのチャンネルを選ぶかは、依然選択肢はあるのだろうという視点も必要なのではないか。

・総務省において 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて放送番組の同時再送信、見逃し配信を進めていくということについて議論がされている。ここ 1 年で議論が進んだことだと考えられるので、今後の放送コンテンツの視聴の在り方という点を含めて、この方向性に照らし議論をするべき。

・公共的な放送について私的複製ができるのは当然である。また、DRM にはそもそも反対である。無料広告放送とか、NHK に類するような放送局が DRM をかけて、スクランブルをかけて放送している国はないはずである。また、録画について、ハードディスクに入れるのはとても簡単になったが、そこから媒体に移すなどということは、技術の制約で本当にやりにくくなっている。

・本年 12 月 1 日から BS、CS 放送による 4K、8K の実用放送がスタートする。4K クオリティーは映画のマスターデータとほぼ同じ解像度となる。洋画の製作配給会社の中には、この 4K クオリティーのコピーを非常に重く見て、BS、CS の有料チャンネルにおいては、放送権を販売する条件としてコピーネバーの運用を強く求めていると聞いている。映画関係者としては 4K、8K 放送におけるコピーネバー運用への対応のお願いをしているがこれは私的録画補償金制度が形骸化して途絶している状況を鑑みれば、致し方ないのかなと考えている。

・本来はきちんと補償金のリターンが行くべきだというのに、それが行かないのであれば全部止めてしまえという、むしろ逆の方向に走ってしまうとマイナスのスパイラルのようになってしまい非常に好ましくない。課金ということになると、我々プライベートユーザーが、一々どのような番組をいつ見たというようなことを何かしら他者に見られることになるので、そのようなプライバシーの侵害もなく、家庭内には法が入らない形で自由にできて、かつリターンはきちんと行くという、精神を生かすような形で議論を進めていく必要がある。